

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（抄）

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 7 年 4 月 11 日 〕
〔 7 水 漁 第 72 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- （1）当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3－1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- （2）当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3－2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

1-1～2-7（略）

2-8 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

（1）事業目的

持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることを踏まえ、漁業者自らが行う収益性の向上と適切な資源管理又は漁場改善（以下この項目において「資源管理」という。）を両立させる取組に対し支援し、沿岸地域の構造改革を目指すものである。

（2）事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した中から選定された団体とする。

（3）事業の内容

本事業は以下のaからcまでを行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

a 成長産業化審査会

都道府県単位において、都道府県の行政機関、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関、その他で構成し、地域経済、資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とする。当該審査会は、各漁村地域で策定した地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）について、資源管理の推進と収益性の向上に向けた取組内容の妥当性、実現性、漁船等の価格の妥当性並びにリース計画等及び都道府県の水産振興計画との整合性を審査し、優良な地域計画を承認する。

b 地域委員会

漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工、販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関、その他で構成し、資源管理の取組を推進しつつ収益性の向上を図り持続可能な漁業の実現に向け、地域の重要な魚種の具体的な資源管理の推進、意欲と能力のある経営体への協業化、漁場利用の活性化、漁獲物の付加価値化・販路拡大、浜を持続するための年齢構成への転換等を内容とする地域計画を策定する。

c 漁船・漁具等リース方式による導入

「成長産業化審査会」において承認された地域計画に基づき、その計画に参加する漁業者の必要となる漁船・漁具等をリース事業者が取得するのに要する経費を助成する。

（4）助成対象経費

助成対象経費及び助成上限額は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備考
成長産業化審査会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他	定額	
地域委員会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、その他	定額	
漁船・漁具等リース導入支援経費	漁船取得・改修費 1 以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 ア 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位	1／2以内	1隻当たり2億5千万円を助成額の上限とする。

	装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備		
	2 その他の経費 中古船の運搬費等		
	漁具等取得・設置費	1 / 2 以内	
	1 以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費		
	ア 漁網 定置網、まき網、底びき網、船びき網、養殖生簀、筏		1 漁網当たり 1 億 5 千万円を助成額の上限とする。
	イ 漁具等 船上クレーン、海水冷却装置、モニターリング機器、自動給餌機、洗浄機、海苔等乾燥機、その他水産庁長官が認めるもの		1 台当たり 2 千万円を助成額の上限とする。
	2 その他の経費 漁網・漁具等の設置費		
	リース導入費	定額	
	金利・保証料		

漁船・漁具等リース導入支援経費における助成下限額は、150万円とする。

漁船・漁具等リース導入支援経費（リース導入費を除く。）については合計で 2 億 5 千万円を超えないものとする。

(5) リース事業者

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者が必要とする漁船・漁具等取得し、リースにより漁船・漁具等の貸付を行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち成長産業化審査会が適当と認める者

(6) 貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

a 漁船・漁具等の借受者（以下「借受者」という。）

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者（高齢の漁業者にあつては後継者が確保されている者。）。ただし、当該漁業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

b 借受団体

（a）公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等

（b）一般社団法人水産業構造改革サポート

(7) 貸付対象漁船・漁具等

導入する漁船・漁具等は次に掲げるもので、成長産業化審査会に承認された地域計画に基づくものとする。

a 漁船

（a）過度な装備を排除していること。

（b）対象地域における直近の取引価格と比べ高額でないもの。

（c）閉鎖された甲板室を有する漁船については、自動船舶識別装置（AIS）（受信機のみのもを除外。）を設置すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。

（d）原則国内の漁業者等から買取により調達される中古船とする。ただし、取得・改修費用が同規模・同仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合等は新船も可とする。

（e）本事業で取得した漁船により取得される環境データ（水温、塩分等）については、国と共有する

- ものとする。なお、国と共有するために必要なデータ取得や伝達方法等については、後日定めることとする。
- b 漁具等（資源管理の目標の達成に必要不可欠なものであって、資源管理に資する工夫等がなされているもの。）
- （a）漁網（耐用年数を超えて使用するもの。）
- （b）漁具等（本事業で設置されるモニタリング機器により取得される環境データ（水温・塩分等）については、国と共有するものとする。）
- （8）再貸付け
- リース事業者は、借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象漁船・漁具等を再貸付することができるものとする。
- （9）事業の実施
- a 成長産業化審査会
- （a）成長産業化審査会は、地域委員会から地域計画の承認申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、地域委員会に対して当該地域計画について承認する旨の通知を行うものとする。
- ア 当該地域計画が地域の適切な資源管理となるものであり具体的な資源管理の目標を定めていること。
- イ 既に実行している資源管理協定等が存在する場合は更なる取組内容を記載すること。
- ウ 当該地域計画における取組の効果として、事業開始年度を含め5年以内に参画する漁業者の漁業所得を10%以上向上する目標（K P I）が実現可能であること。
- エ 当該地域計画に基づく取組に必要な漁船・漁具等の価格が適正であること。
- （b）本事業において成長産業化審査会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。
- （c）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、事業の実施に当たり成長産業化審査会が遵守すべき条件を付することができるものとする。
- b 地域委員会
- （a）地域委員会は、地域計画を各都道府県の成長産業化審査会へ提出し承認を受けるものとする。
- （b）本事業において地域委員会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。
- （c）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たり地域委員会が遵守すべき条件を付することができるものとする。
- （d）地域計画についてa（a）のア～エに係る内容の変更を行う場合は、上記（a）に準じて行うものとする。
- c リース事業者
- （a）本事業を実施しようとするリース事業者は、地域委員会に参画するものとする。
- （b）承認を受けた地域計画に参画するリース事業者は、助成金の交付を受けようとする場合には、業務要領に基づき事業実施主体に交付申請を行うものとする。
- （c）事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たりリース事業者が遵守すべき条件を付することができるものとする。
- （10）助成金の交付
- 事業実施主体は、予算の範囲内で実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。
- a 交付決定通知を受けた成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。
- b 事業実施主体は、aの申請があった場合には、助成金の支払を行うことができるものとする。
- c 成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者は、事業終了後、事業実施主体に業務要領に基づく精算払請求書を提出するものとする。
- d 事業実施主体は、cの申請があった場合には、助成金の額を確定し、通知するものとする。
- e 事業実施主体は、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者に支払額を確定した場合におい

て、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

- f e の返納期限又は返還期限は、事業実施主体が成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

(11) 貸付契約

リース事業者は漁船・漁具等の取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象漁船・漁具等をリースする場合は、借受者（（8）の場合にあつては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a 貸付期間

貸付対象漁船・漁具等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船・漁具等取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b 貸付期間終了後の貸付対象漁船・漁具等の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象漁船・漁具等の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c 途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d 貸付対象漁船・漁具等の維持管理等

（a）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船・漁具等を維持管理し、使用しなければならない。

（b）貸付対象漁船・漁具等は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

（c）借受者は、貸付対象漁船・漁具等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

（a）基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象漁船・漁具等の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から本事業による貸付対象漁船・漁具等の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、bに規定する貸付期間終了時の貸付対象漁船・漁具等の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

（b）附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

（c）消費税等

消費税及び地方消費税とする。

(12) 事業実施報告及び事業評価等

- a リース事業者は、借受者のK P I の達成状況及び資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。

- b 地域委員会は、借受者のK P I の達成状況とともに、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。

- c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のK P I の達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。借受者のK P I が未達成となった場合若しくは未達成となる可能性が高いと評価された場合又は借受者が資源管理の取組を実施していないと判断された場合、成長産業化審査会において原因分析を行うとともに、地域委員会に対し改善策に係る指導、助言を行うものとする。なお、成長産業化審査会は、内部に事業評価委員会を設置できるものとする。

- d 地域委員会は、リース事業者及び借受者と協議して改善計画を作成し、成長産業化審査会に提出す

るものとする。

- e 成長産業化審査会は、地域委員会から改善計画の提出があった場合、事業実施主体に改善計画を報告するものとする。
- f 事業実施主体は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、水産庁に報告するものとする。

(13) 助成金の返還

(11) の a に定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であつて、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a 又は b にあつては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、事業実施主体は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- a リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。
- b 借受者が経営を中止したとき。
- c 貸付対象漁船・漁具等が消失したとき。
- d リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。
- e 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- f その他事業を継続することが不適当と判断されるとき。

(14) 事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(15) その他

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者並びにその他関係者に対し協議を行うものとする。

2－9～3－7（略）

第4 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

第5 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- （1）漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- （2）担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- （3）鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- （4）我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- （5）国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- （6）ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- （7）水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- （8）マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- （9）漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- （10）ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- （11）養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- （12）持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- （13）健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- （14）栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- （15）広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- （16）漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- （17）大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- （18）有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- （19）ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- （20）漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- （21）漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- （22）漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- （23）漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- （24）漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- （25）さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- （26）漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- （27）魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- （28）水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- （29）漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）

(30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)

(31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

3 令和7年2月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害の影響により、被災地域において被害を受けた定置網の導入支援を行う被災定置網導入対策については、(1)から(15)までに定めるところにより行うものとする。

(1) 事業目的

令和7年2月19日に発生し、激甚災害指定された岩手県大船渡市の林野火災は、操業期間外であり陸上に揚げていた定置網が避難指示により保安全管理できないまま漁業者の一切の過失なく焼損したほか、「未曾有の困難」に位置付けられた東日本大震災の被災地域であり、東日本大震災からの復旧復興途上にある漁業者に対し、特別な支援が必要であるため、本事業により被害を受けた定置網の導入を支援するものである。

(2) 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した中から選定された団体とする。

(3) 事業の内容

本事業は以下のaからcまでを行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領(以下「業務要領」という。)を定めるものとする。

a 成長産業化審査会

都道府県単位において、都道府県の行政機関、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関、その他で構成し、地域経済、資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とする。当該審査会は、各漁村地域で策定した地域水産業成長産業化計画(以下「地域計画」という。)について、資源管理の推進と被災地域における水産業の復旧に向けた取組内容の妥当性、実現性、漁船等の価格の妥当性並びにリース計画等及び都道府県の水産振興計画との整合性を審査し、優良な地域計画を承認する。

b 地域委員会

漁村地域において、地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工、販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関、その他で構成し、資源管理の取組を推進しつつ被災地域における水産業の復旧を図り持続可能な漁業の実現に向け、地域の重要な魚種の具体的な資源管理の推進、意欲と能力のある経営体への協業化、漁場利用の活性化、漁獲物の付加価値化・販路拡大、浜を持続するための年齢構成への転換等を内容とする地域計画を策定する。

c 定置網リース方式による導入

「成長産業化審査会」において承認された地域計画に基づき、その計画に参加する漁業者の必要となる定置網をリース事業者が取得するのに要する経費を助成する。

(4) 助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備考
成長産業化審査会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他	定額	
地域委員会経費	人件費、賃金、消耗品費、旅費、その他	定額	
定置網リース導入支援経費	定置網取得・設置費 1 以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費 ア 漁網 定置網 2 その他の経費 定置網の設置費 リース導入費 金利・保証料	3／4以内 定額	

定置網リース導入支援経費における助成下限額は、150 万円とする。

(5) リース事業者

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者が必要とする定置網を取得し、リースにより定置網の貸付を行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち成長産業化審査会が適当と認める者。

(6) 貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

a 定置網の借受者（以下「借受者」という。）

成長産業化審査会において承認された地域計画に参画する漁業者（高齢の漁業者にあつては後継者が確保されている者。）。ただし、当該漁業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された場合を除く。

b 借受団体

(a) 公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等

(b) 一般社団法人水産業構造改革サポート

(7) 貸付対象定置網

導入する定置網は次に掲げるもので、成長産業化審査会に承認された地域計画に基づくものとする。

a 定置網（資源管理の目標の達成に必要不可欠なもの）

(a) 定置網（耐用年数を超えて使用するものであって、原則として被災した定置網と同等又はそれ以下の機能を有するものとする。）

(8) 再貸付け

リース事業者は、借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象定置網を再貸付することができるものとする。

(9) 事業の実施

a 成長産業化審査会

(a) 成長産業化審査会は、地域委員会から地域計画の承認申請があつた場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、地域委員会に対して当該地域計画について承認する旨の通知を行うものとする。

ア 当該地域計画が地域の適切な資源管理となるものであり具体的な資源管理の目標を定めていること。

イ 当該地域計画に基づく取組に必要な定置網の価格が現下の状況に鑑み、適正であること。

(b) 本事業において成長産業化審査会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

(c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、事業の実施に当たり成長産業化審査会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

b 地域委員会

(a) 地域委員会は、地域計画を各都道府県の成長産業化審査会へ提出し承認を受けるものとする。

(b) 本事業において地域委員会を設置する者は、助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体へ必要経費について業務要領に基づく交付申請を行うものとする。

(c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たり地域委員会が遵守すべき条件を付することができるものとする。

(d) 地域計画について a (a) のア及びイに係る内容の変更を行う場合は、上記 (a) に準じて行うものとする。

c リース事業者

(a) 本事業を実施しようとするリース事業者は、地域委員会に参画するものとする。

(b) 承認を受けた地域計画に参画するリース事業者は、助成金の交付を受けようとする場合に

は、業務要領に基づき事業実施主体に交付申請を行うものとする。

- (c) 事業実施主体は申請を受けた内容を審査し、妥当と考えられる場合には予算の範囲内において交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は交付決定に際し、実施に当たりリース事業者が遵守すべき条件を付することができるものとする。

(10) 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。

- a 交付決定通知を受けた成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。
- b 事業実施主体は、aの申請があった場合には、助成金の支払を行うことができるものとする。
- c 成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者は、事業終了後、事業実施主体に業務要領に基づく精算払請求書を提出するものとする。
- d 事業実施主体は、cの申請があった場合には、助成金の額を確定し、通知するものとする。
- e 事業実施主体は、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者に支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- f eの返納期限又は返還期限は、事業実施主体が成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

(11) 貸付契約

リース事業者は定置網の取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象定置網をリースする場合は、借受者（(8)の場合にあっては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a 貸付期間

貸付対象定置網の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、定置網取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b 貸付期間終了後の貸付対象定置網の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c 途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d 貸付対象定置網の維持管理等

- (a) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象定置網を維持管理し、使用しなければならない。
- (b) 貸付対象定置網は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。
- (c) 借受者は、貸付対象定置網をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

(a) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象定置網の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）から本事業による貸付対象定置網の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、bに規定する貸付期間終了時の貸付対象定置網の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

(b) 附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

(c) 消費税等

消費税及び地方消費税とする。

(12) 資源管理の取組状況の報告及び評価

- a リース事業者は、借受者の資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。
- b 地域委員会は、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。
- c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、資源管理の取組状況の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。

(13) 助成金の返還

(11) の a に定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であつて、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a 又は b にあつては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、事業実施主体は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- a リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。
- b 借受者が経営を中止したとき。
- c 貸付対象定置網が消失したとき。
- d リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。
- e 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- f その他事業を継続することが不適当と判断されるとき。

(14) 事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

(15) その他

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者並びにその他関係者に対し協議を行うものとする。

また、本事業においては、災害発生日以降に着手した（3）に掲げる事業を対象にすることができる。この場合にあつては、リース事業者は交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で、行うものとする。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日 22 水港第 2463 号）

平成 22 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日 23 水港第 2882 号）

平成 23 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日 24 水港第 1709 号）

この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）

この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日 24 水港第 2886 号）

この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 190 号）

- 1 この改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日口漁業協力資金及び日口漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。

- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとともに、平成 25 年 1 月初日から平成 25 年 3 月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- （1）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁 2543 号水産庁長官通知）
 - （2）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2964 号水産庁長官通知）
 - （3）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2975 号水産庁長官通知）

附 則（平成 25 年 6 月 7 日 25 水港第 758 号）
この改正は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 3 日 25 水港第 1966 号）
この改正は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

- 附 則（平成 26 年 2 月 6 日 25 水港第 2655 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
 - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成 15 年 1 月 30 日付け 14 水漁第 2319 号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）
- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
 - 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）
- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
 - 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）
- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
 - 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

- 附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）
- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）
この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
 - （1）漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
 - （2）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
 - （3）資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）

この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）

この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）

この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1778 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 179 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日付け 2 水港第 884 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日付け 2 水港第 890 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日付け 2 水港第 2049 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（５）ア（イ）d の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 水港第 2109 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和 3 年 3 月 31 日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 水港第 2280 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和 2 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日付け 3 水港第 1116 号）

この通知は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 水港第 2046 号）

この改正は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2965 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 26 日付け 4 水港第 347 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 27 日付け 4 水港第 893 号）

この通知は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 16 日付け 4 水港第 1869 号）
この通知は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 水港第 2030 号）
この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 17 日付け 4 水港第 2235 号）
この通知は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 水港第 2909 号）
1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和 4 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 水港第 1436 号）
この通知は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 水港第 1963 号）
この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日付け 5 水港第 2403 号）
この通知は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 水港第 2989 号）
1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和 5 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 25 日付け 6 水港第 138 号）
1 この通知は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。
2 漁業復興担い手確保支援事業に係る規定については、令和 6 年能登半島地震（令和 6 年 1 月 1 日）により発生した被害に対する令和 6 年 4 月 1 日以降の研修について適用する。

附 則（令和 6 年 6 月 27 日付け 6 水港第 948 号）
この通知は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 水港第 1771 号）
この通知は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 水漁第 1442 号）
1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和 6 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 11 日付け 7 水漁第 72 号）
1 この通知は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。
2 この通知による改正後の「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）附則第 3 項の規定は、令和 8 年 3 月 31 日限りその効力を失う。